

ブランケット工学試験棟天井クレーン

年次定期自主検査

仕様書

令和5年4月

量子科学技術研究開発機構

六ヶ所研究所

ブランケット研究開発部

ブランケット工学研究グループ

目 次

1. 件名	1
2. 概要	1
3. 場所	1
4. 納期	1
5. 内容	1
6. 業務に必要な資格等	2
7. 支給品及び貸与品	2
8. 提出図書	3
9. 検査条件	3
10. 適用法規	3
11. 特記事項	3
12. グリーン購入法の推進	3
13. 協議	4
14. その他	4

1. 件名

ブランケット工学試験棟天井クレーン年次定期自主検査

2. 概要

本件は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）六ヶ所研究所ブランケット工学試験棟の天井クレーンについて、労働安全衛生法及び関係法令等に基づき年次定期自主検査を行うものである。

3. 場所

量研 六ヶ所研究所

ブランケット工学試験棟 実験室B, D

4. 納期

令和 5年 9月 29日(金)

5. 内容

5. 1 対象クレーン

(1) 実験室B

高橋製作所製 ダブルレールホイスト式天井クレーン

員数：1台

定格荷重：20ton

吊上荷重：20.28ton

スパン：13m

クレーンガーダの長さ：13.3m

揚程：8m

クレーンガーダの高さ：7.985m

走行レール全長：16m

操作方法：床上無線操作

(2) 実験室D

高橋製作所製 モノレールホイスト式天井クレーン

員数：1台

定格荷重：5ton

吊上荷重：5.042ton

スパン：8.5m

クレーンガーダの長さ：8.765m

揚程：8.8m

クレーンガータの高さ：5.75m（ピットからの高さ：9.55m）

走行レール全長：11.5m

操作方法：床上無線操作

5. 2 作業範囲

- (1) クレーン等安全規則第34条の年次定期自主検査の実施
- (2) 走行レール・横行レール及びホイスト部の清掃
- (3) レールフックの緩み等の確認・点検
- (4) 消耗部品、潤滑油等の点検及び必要に応じた交換、補充等
- (5) 検査用ウェイト及び吊り具等の準備
- (6) 必要に応じた足場等の準備
- (7) 作業場所の床の養生

6. 業務に必要な資格等

- (1) 天井クレーン定期自主検査者安全教育
- (2) クレーン運転士
- (3) 高所作業車の運転の業務に係る特別教育（高所作業車を使用する場合）
- (4) フォークリフト運転技能講習（フォークリフトを使用する場合）
- (5) 玉掛技能講習
- (6) 低圧電気取扱特別教育

7. 支給品及び貸与品

7. 1 支給品

- (1) 品名：電気
- (2) 数量：必要に応じて
- (3) 支給場所：ブランケット工学試験棟
- (4) 支給時期：必要に応じて
- (5) 支給方法：コンセントより支給
- (6) その他：なし

7. 2 貸与品

- (1) 品名：自走式高所作業車及びフォークリフト
- (2) 数量：各1台
- (3) 引渡場所：ブランケット工学試験棟
- (4) 引渡時期：作業開始時

- (5) 引渡方法：設備使用願の受領及び高所作業車の運転の業務に係る特別教育修了証、フォークリフト運転技能講習修了証の確認後、引渡とする

8. 提出書類

	図書名	部数	提出時期	確認の要否
(1)	工程表	2部	契約後2週間以内	否
(2)	作業要領書	2部	作成開始2週間前までに	要
(3)	六ヶ所研究所労働安全手引等に基づく安全に関する書類	1部	作業開始2週間前までに	要
(4)	定期自主検査記録	2部	検査終了後速やかに	否
(5)	打合せ議事録	2部	打合せ後速やかに	要

※確認方法：量研は、確認が必要な書類を受領した際に、期限日を記載した受領印を押印して返却する。当該期限までに修正が必要であると判断した場合は、期限までに修正を指示するものとする。修正等を指示せず受理する場合、当該期限をもって受理したものとする。確認にあたっては、確認が必要な図書1部をもって行うものとする。

9. 検査条件

検査の完了及び提出書類の完納をもって検査とする。

10. 適用法規

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 労働安全衛生法施工令
- (3) 労働安全衛生規則
- (4) クレーン等安全規則
- (5) 六ヶ所研究所内諸規程・規則

11. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を、量研の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により量研の承認を受けた場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は異常事態等が発生した場合、量研の指示に従い行動するものとする。

12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用

するものとする。

(2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

13. 協議

本仕様書に記載されている事項または本仕様書に定めのない詳細仕様について疑義が生じた場合は、量研と協議のうえ決定すること。その場合、議事録を作成し量研が確認をするものとする。

14. その他

本作業中に量研所有の機器、建屋等を損傷した場合、受注者の責任において交換または修理を行うこと。

以上